

令和2年度放課後児童支援員認定資格研修事業委託仕様書

1 目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成27年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業所の支援単位ごとに放課後児童支援員を置くこととされ、放課後児童支援員となるための認定資格研修は、別添の国が定めた「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（平成31年3月29日子発0329第15号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添9「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」以下「国要綱」という。）に基づき都道府県が実施することとされた。

本事業は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を、法人等に委託することにより実施するものである。

2 事業内容

(1) 「放課後児童支援員認定資格研修」の実施

ア 受講人数、実施回数及び実施時期

(ア) 受講人数

各回概ね160名程度（会場により異なる）

※最終2回（2月）については、各回ごとに従事者60名と非従事者20名程度、契約期間内一部科目修了者40名程度 計120名程度とする。

(イ) 実施回数

16回

(ウ) 実施時期

令和2年6月から令和3年2月まで（8月を除く）

イ 実施場所

実施場所については、受注者の確保した会場を含め、発注者と調整する。

(ア) 予定実施地域

横浜市内、川崎市内、相模原市内、横須賀市内、平塚市内、小田原市内
大和市内

(イ) 予定実施スケジュール

月		地 域	会場市	定員数(人)
6月	第1クール	横浜 1	横浜市	160
	第2クール	相模原・県央 1	相模原市	140
7月	第3クール	横浜・川崎 1	川崎市	160
	第4クール	横須賀・三浦 1	横須賀市	140
9月	第5クール	横浜 2	横浜市	160
	第6クール	湘南・県西 1	平塚市	150
10月	第7クール	横浜 3	横浜市	160
	第8クール	相模原・県央 2	大和市	140
11月	第9クール	横浜 4	横浜市	160
	第10クール	横浜 5	横浜市	160
12月	第11クール	横浜・川崎 2	川崎市	160
	第12クール	湘南・県西 2	小田原市	150
1月	第13クール	横浜・川崎 3	川崎市	160
	第14クール	横浜市 6	横浜市	160
2月	第15クール	横浜 7 ※一部科目修了者	横浜市	120
	第16クール	横浜 8 ※一部科目修了者	横浜市	120

ウ 対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

エ 実施方法及び研修内容

(ア) 実施方法

- ・ 1日4科目を4日間（連日実施を避ける）合計16科目（24時間）実施。
- ・ 1日4科目を2日間、1日2科目を午前中に4日間計6日間、合計16科目（24時間）実施。

上記のいずれかの方法で実施する。

(イ) 研修内容

国要綱及び別紙「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、ねらい、主な内容及び講師要件等」に基づいた内容とする。

オ 研修講師

講師の確保については、別紙「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研

修の項目・科目、ねらい主な内容及び講師要件等」の講師要件を満たしている者で、放課後児童クラブ及び児童福祉等研修科目の内容に造詣が深く、当研修における国要綱のシラバスやテキストを踏まえた講義・指導ができる者とする

こと。
また、講師選定にあたり、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を修了し、発注者が推薦した者及び受講予定者を積極的に選定するとともに、必要に応じて発注者と講義内容等に係る調整・協議を行うこと。

カ 費用徴収

研修資料等に係る実費相当分については、受注者が受講者から徴収する。このため、研修資料作成費用の計上は認められない。

(2) 「放課後児童支援員認定資格研修事業委託」に係る事務

ア 研修プログラムの検討及び作成

イ 講師の選任及び講師の講義内容等に係る発注者との協議、日程調整、依頼文書の発出

ウ 会場契約等の事務対応

※会場によっては、キャンセル料及び教材頒布の際に会場費のほかに費用が徴収される場合がある。

エ 4月中に年間講義スケジュールの調整と発注者への報告

オ ゴールデンウィーク連休明け（5月9日）に研修開催に関する専用ホームページを開設及びWEB申込の開始

カ 開催案内文書及び開催要綱の作成と発送

キ 研修受講者の募集、申込受付、受講者決定、受講申込者名簿の作成及び発注者への提供、契約期間内一部科目修了者への再受講の案内

※受講者決定については、発注者と協議する場合がある。

ク 受講票の作成及び受講者への特定記録郵便での送付

ケ 研修に必要な設備や備品、受講者用名札、教材の準備

コ 研修資料の作成、配布

サ 研修レポートの作成、配布、集約と実施及び発注者への報告

※レポートはPDFファイルなどデータ化して納品

シ 修了者名簿（一部修了者名簿を含む）の作成・管理、発注者への報告

※欠席者、遅刻者等への対応については、発注者と協議すること。

※修了者等名簿は国のアクセス名簿で作成し、電子データをCD-RWなどに入力し納品すること。

ス 受講者の出欠確認、研修修了証書、一部科目修了証書の作成及び受講者への特定記録郵便での送付

※修了証等はすべて神奈川県知事名で交付

セ 受講者アンケート調査等の作成、実施、回収、集計・集約と発注者への報告

ソ 研修に要する会計処理業務（講師等への旅費・謝金の支払い、市町村支払い対応の調整等）

タ その他運営に必要な事項

3 事業完了報告書の提出

提出物及び提出期間

提出物：事業完了報告書及び事業収支計算書、その他、事業完了報告に係る資料等

提出期間：事業終了後速やかに提出すること

4 契約期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月26日（金）

5 個人情報の取扱

本研修事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

6 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

7 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 各回で募集人数を上回る申込があった場合、発注者と協議の上、適切に研修を実施できる範囲内で、募集人数を上回る受講者の受入等に努めること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (5) 事業遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、発注者と十分協議すること。

9 その他

- (1) 企画・運営の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 台風等の自然災害等により受講者の安全が確保できないと発注者が判断した場合は研修を中止することとし、中止の案内をホームページ等で周知すると共に、受講者からの問合せに対応すること。
また、中止した研修は契約期間内に振替日を設けて開催すること。
なお、中止の判断基準は発注者と協議して決定すること。
- (3) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。
- (4) 発注者とは、特に断りが無い限り神奈川県とする。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の
項目・科目、ねらい、主な内容及び講師要件等

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<p>○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。</p> <p>○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。</p> <p>○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブの運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○放課後児童健全育成事業の目的及び役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 <p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 <p>○放課後児童クラブ運営指針の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 <p>○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の制度、関係法令等に関する知識を有し、当該科目の講義を適切に行える者

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
ねらい	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。</p> <p>○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。</p> <p>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 <p>○放課後児童クラブの社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ <p>○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 <p>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
ねらい	○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策について理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害時福祉施策との関連 ○児童虐待対応等の施策の概要 ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接かかわる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
ねらい	○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	○子どもの発達理解の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
ねらい	<p>○児童期の一般的な特性を学んでいる。</p> <p>○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。</p> <p>○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの発達と児童期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 <p>○児童期の発達過程と発達領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 <p>○継続的な学習の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
ねらい	<p>○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の概念 ・ 障害のある子どもの発達の特徴 <p>○発達障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の定義と障害特性 ・ 発達障害理解の基礎 <p>○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・ 障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・ 障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ねらい	<p>○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携・協力して支援する必要があることについて理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、用保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○児童虐待の内容と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 <p>○特に配慮を必要とする子どもの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 <p>○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解 <p>○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
ねらい	<p>○放課後児童クラブにおける育成支援の内容について理解している。</p> <p>○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。</p> <p>○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3（1）、（2）、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける育成支援の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 <p>○育成支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 <p>○育成支援における記録及び職場内での事例検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	<p>放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
ねらい	<p>○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。</p> <p>○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さについて理解している。</p> <p>○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの遊びと発達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり <p>○子どもの遊びと仲間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 <p>○子どもの遊びと環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びには子どもが安心できる環境が貴重であることの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ <p>○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
ねらい	<p>○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解する。</p> <p>○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解する。</p> <p>○専門機関等との連携のあり方について理解する。</p>
主な内容	<p>○障害のある子どもの育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの受け入れの考え方 ・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること <p>○障害のある子どもの保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 <p>○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ <p>○専門機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
ねらい	<p>○保護者との連携のあり方について理解する。</p> <p>○保護者組織との連携のあり方について理解する。</p> <p>○保護者からの相談への対応のあり方を学ぶ。</p>
主な内容	<p>○保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること <p>○保護者組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 <p>○保護者からの相談の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
ねらい	<p>○学校との連携の必要性とそのあり方について理解する。</p> <p>○保育所・幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解する。</p> <p>○地域との連携の必要性とそのあり方について理解する。</p>
主な内容	<p>1 学校との連携</p> <p>○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性</p> <p>○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること</p> <p>2 保育所・幼稚園等との連携</p> <p>○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性</p> <p>○子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること</p> <p>3 地域住民や関係機関等との連携</p> <p>○子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性</p> <p>○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療当関係機関等との連携</p> <p>4 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <p>○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営</p> <p>○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営</p>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
ねらい	<p>○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解する。</p> <p>○子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。</p> <p>○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学ぶ。</p>
主な内容	<p>○子どもの健康管理及び情緒の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 <p>○子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 <p>○衛生管理と衛生指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生管理 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 <p>○食物アレルギーのある子ども等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・緊急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の知識
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 養護教諭</p> <p>ウ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>エ 医師</p> <p>オ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
ねらい	<p>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解する。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取組の内容について理解する。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解する。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける子どもの安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p>

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
ねらい	<p>○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解する。</p> <p>○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解する。</p> <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解する。</p>
主な内容	<p>○放課後児童支援員の仕事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・ 育成支援を支える職務の内容 <p>○放課後児童支援員に求められる資質及び技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の倫理及び実施について訓練を受けた者」の内容 ・ 放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・ 事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 <p>○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・ 職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする。

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
ねらい	<p>○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解する。</p> <p>○要望及び苦情への対応のあり方について理解する。</p> <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解する。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブの運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 <p>○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 <p>○運営内容の自己評価と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価を公表する必要性 <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員で、国が実施する健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）を受講し終了した者を原則とする</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p>